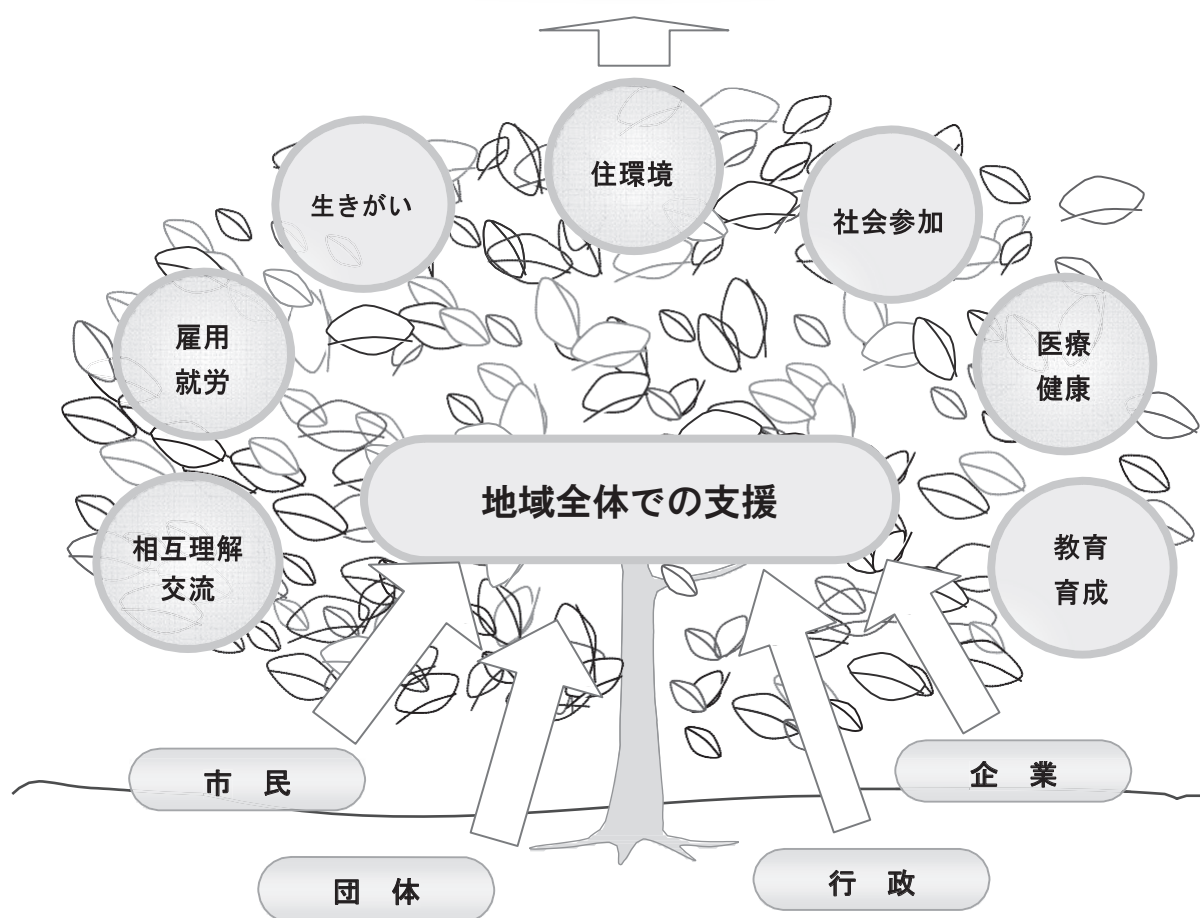


第4次四街道市障害者基本計画

「概要版」

障害のある人もない人も、
ともに自分らしく輝いて生きることができるまち 四街道



障害の有無に関わらず、すべての人が等しくかけがえのない個人として尊重され、社会の構成員として包み、支え合うというインクルージョンの考え方が大切です。「四街道市地域福祉計画」の基本理念である「みんなで助け合い・支え合い、安心して、いきいき暮らせるまち 四街道」や障害者施策の近年の動向を踏まえ、本計画の基本理念を上記のように定めます。

平成 28 年 3 月



計画策定の趣旨

わが国では、ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人もない人も、地域とともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加を目的に施策が講じられてきました。

本市では、日常生活支援をはじめとするさまざまな障害福祉サービスの充実に向け、取り組みを進めてきました。平成 25 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行、平成 25 年 6 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の成立により国内法の整備がなされ、平成 26 年 1 月にわが国は「障害者の権利に関する条約」を批准するなど、ここ数年、障害者をめぐる施策については関連法の成立・制度改正が目まぐるしい状況となっています。

こうした背景を踏まえ、本計画はこれまでの成果を引き継ぎ発展させるとともに、残された課題や新たな課題の解決に向けて、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定するものです。

計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられます。

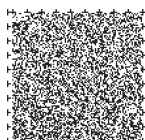
計画の策定にあたっては、本市のまちづくりの基本的な方向性を定める「四街道市総合計画」(平成 26 年度～平成 35 年度)との整合性を図るとともに、国や県の関連計画を踏まえて策定したものです。

また、地域福祉の推進のために策定された「四街道市地域福祉計画」の理念や方向性を実現するための具体的な取り組みを示しています。

計画の期間

- 本計画の計画期間は平成 28 年度から平成 37 年度の 10 か年です。
- ただし、国の動向や社会情勢が変化した場合、本計画を見直すなど、その変化に柔軟に対応していきます。

計画名	年度													
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33	H 34	H 35	H 36	H 37	H 38	
四街道市障害者基本計画			計画期間											



重点目標

重点目標 1

差別の解消及び権利擁護の推進

障害のある人についての市民の理解は進みつつありますが、障害の当事者側からみると、依然として差別や人権侵害、虐待を受けていると感じている人がいます。障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消に取り組みます。あわせて、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止、障害のある人の権利擁護のための取り組みを進めます。

重点目標 2

相談支援の充実

相談支援は、市窓口のほか、市内4か所の相談支援事業所のうち、2か所に一般相談支援事業を委託し、個別に障害のある人や家族などからの相談に対応しています。相談件数は年々増加傾向にあり、相談内容も複雑化しているほか、発達障害や高次脳機能障害などへの対応も重要であるため、相談支援体制の一層の充実に取り組みます。

重点目標 3

障害のある人の就労支援

障害のある人の就労支援には、さまざまな障害者雇用に係る支援機関との連携が不可欠です。就労に関する支援ネットワーク体制の構築を進め、障害のある人がそれぞれの意向や能力に応じた適切な就労が実現できるよう取り組みます。

重点目標 4

障害のある子どもへの支援

障害のある子どもの支援については、児童福祉法を基本とした身近な地域での支援充実を目指し、幼児期から成人に至るまでの一貫した支援体制の整備を図ります。

重点目標 5

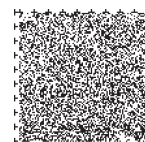
ともに生きる地域生活の実現

障害のある人が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むには、地域の理解と協力が不可欠です。市では、市民向けの障害に対する理解を深めるための啓発を行い、障害のある人の社会参加、生活支援の体制を整備します。

重点目標 6

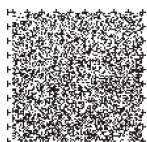
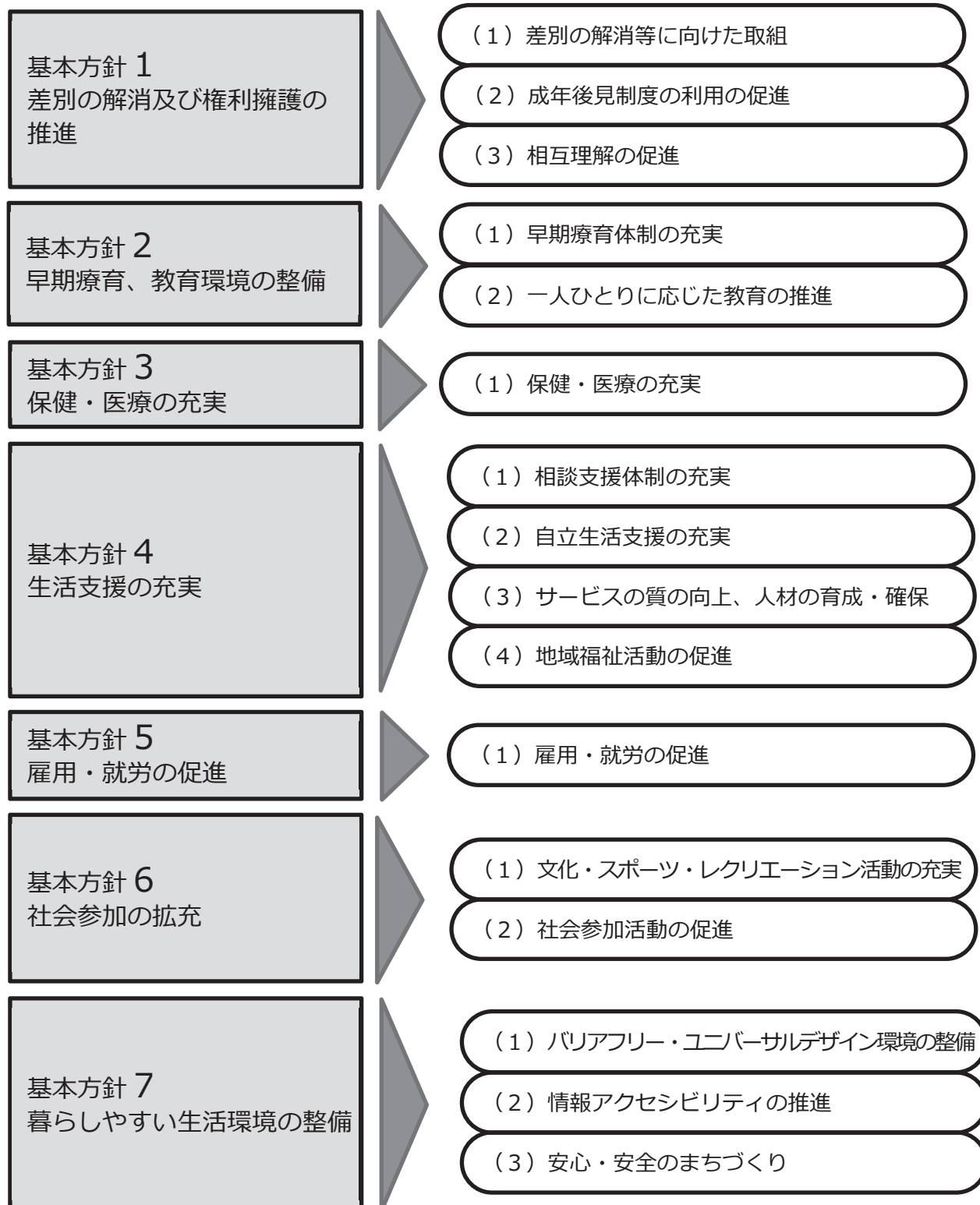
生活環境全てにおけるバリアフリー化の推進

障害のある人が地域で生活、活動していくためには、道路の段差解消といったハード面だけでなく、情報を迅速かつ正確に伝えることも必要です。このことから、ハード面とともに情報のバリアフリー化・アクセシビリティ向上をさらに推進します。



施策体系

重点目標の達成を目指すとともに、広い範囲にわたる障害分野の施策について、四街道市の取り組みを7つの基本方針に体系化しました。



基本方針1 差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 差別の解消等に向けた取組

具体施策	1-1-1 行政サービスにおける配慮	1-1-3 障害に関する市民の理解の促進
	1-1-2 虐待の防止及び早期発見の推進	1-1-4 人権意識の啓発

(2) 成年後見制度の利用の促進

具体施策	1-2-1 成年後見制度の利用促進	1-2-2 日常生活自立支援事業の周知・普及
------	-------------------	------------------------

(3) 相互理解の促進

具体施策	1-3-1 社会教育における福祉教育の推進	1-3-3 交流教育の充実
	1-3-2 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）事業の充実	1-3-4 福祉教育を支援する体制の整備

基本方針2 早期療育、教育環境の整備

(1) 早期療育体制の充実

具体施策	2-1-1 障害のある子どもへの切れ目のない支援	2-1-5 ことばの相談事業の充実
	2-1-2 早期発見・早期療育に向けた体制整備	2-1-6 私立幼稚園等心身障害児補助金及び 私立幼稚園等特別支援教育運営費補助金
	2-1-3 保育所における受け入れの拡充	
	2-1-4 こどもルームにおける受け入れの拡充	

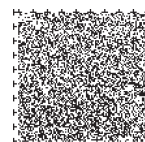
(2) 一人ひとりに応じた教育の推進

具体施策	2-2-1 特別支援学級の設置推進	2-2-3 特別支援教育研修の推進
	2-2-2 特別支援教育就学奨励費の支給	2-2-4 特別支援教育の充実

基本方針3 保健・医療の充実

(1) 保健・医療の充実

具体施策	3-1-1 健診・検診の受診しやすい環境づくり	3-1-4 精神保健対策の充実
	3-1-2 医療に関する情報提供の充実	3-1-5 障害の原因となる疾病の予防
	3-1-3 訪問歯科診療の実施	



基本方針4 生活支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

具体施策	4-1-1 基幹相談支援センターの設置	4-1-3 四街道市障害者福祉団体連絡協議会 (仮称) の設立
	4-1-2 介助者への支援	

(2) 自立生活支援の充実

具体施策	4-2-1 障害福祉サービスの実施	4-2-6 福祉タクシー制度の実施
	4-2-2 地域生活支援事業の実施	4-2-7 福祉カー貸出し事業の充実
	4-2-3 統合負担上限額の管理	4-2-8 福祉有償運送制度の充実
	4-2-4 グループホーム等の入居者への家賃補助	4-2-9 公共交通機関の利用料の減免
	4-2-5 家庭ごみの戸別収集	4-2-10 通所施設交通費の助成

(3) サービスの質の向上、人材の育成・確保

具体施策	4-3-1 障害者ケアマネジメントの効果的な実施	4-3-2 手話通訳者養成研修の実施
------	--------------------------	--------------------

(4) 地域福祉活動の促進

具体施策	4-4-1 ボランティア活動の充実	4-4-4 地域づくりへの参加促進
	4-4-2 NPOに対する支援の充実	4-4-5 地域福祉施設整備事業
	4-4-3 民生委員活動への支援	

基本方針5 雇用・就労の促進

(1) 雇用・就労の促進

具体施策	5-1-1 関係機関との連携による就労の支援	5-1-2 作業工賃増加への支援
------	------------------------	------------------

基本方針6 社会参加の拡充

(1) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実

具体施策	6-1-1 スポーツ活動の促進	6-1-2 生涯学習事業の利用促進
------	-----------------	-------------------

(2) 社会参加活動の促進

具体施策	6-2-1 障害者手帳によるサービスの拡充	6-2-2 福祉ショップの運営に対する支援
------	-----------------------	-----------------------

基本方針7 暮らしやすい生活環境の整備

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備

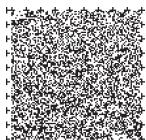
具体施策	7-1-1 道路環境の整備	7-1-4 バスのバリアフリー化の推進	
	7-1-2 路上障害物の除去	7-1-5 住宅のバリアフリー化の推進	
	7-1-3 公共施設のバリアフリー化の推進	7-1-6 公共施設のユニバーサルデザイン化の推進	

(2) 情報アクセシビリティの推進

具体施策	7-2-1 情報提供の充実	7-2-2 わかりやすい情報発信の推進
------	---------------	---------------------

(3) 安心・安全のまちづくり

具体施策	7-3-1 避難行動要支援者対策の充実	7-3-3 消費者被害・トラブルの対応および防止
	7-3-2 災害に強いまちづくり	



計画の推進

1 進捗状況の管理と評価

計画策定後は、各年度において、計画に掲げたそれぞれの施策について点検・評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施していく必要があります。

本市では、計画の進行を管理するため、計画の策定・改定を行う際に各施策の進捗状況を調査するとともに、保健福祉審議会において評価を行い、結果をホームページで公表します。

2 関係機関との連携

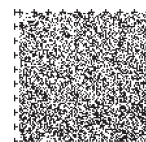
障害のある人が、地域の中で安心して自立した生活を送るためには、地域の中で適切なサービスを提供する体制を構築することが必要です。

そこで、四街道市地域福祉計画の理念のもと、自立支援協議会を中心として、障害福祉サービス事業所、医療機関、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、民生委員などの関係機関の、それぞれの役割分担を明確にしながら、連携の強化を図っていきます。

3 県及び障害保健福祉圏域との調整・協力

千葉県においては、市町村の枠を越えた各種サービスの面的・計画的な整備と重層的なネットワークを構築する単位として、16の障害保健福祉圏域を設定しています。

本市は印旛圏域に含まれています。印旛障害保健福祉圏域は、本市をはじめ、成田市・佐倉市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・栄町の9市町で構成されており、地域活動支援センターⅠ型や中核地域生活支援センター、就労・生活支援センターの利用もこの圏域で行われています。今後も広域的な事業などの推進にあたっては、それぞれの市町が調整・協力し合い、より効果的・効率的な事業の運営に努めます。



第4次四街道市障害者基本計画 <<概要版>>

発行：四街道市役所
福祉サービス部 障害者支援課

〒284-8555

千葉県四街道市鹿渡無番地

電話番号 043-421-6122

F a x 043-421-2676

